

# 愛知県災害時保健師活動マニュアル（令和3年3月）の概要

## I 本マニュアルのねらいと保健師が行う災害時の保健師活動の基本的な考え方

### 1 改訂の経緯

平成16年3月	保健師が迅速・的確に災害時の保健活動を行うための手引書として「災害時保健師活動マニュアル」を作成。
平成17年3月	新潟県中越地震における派遣の経験から「災害時保健師かつどうマニュアル（応援・派遣編）」を作成。
平成25年12月	東日本大震災における派遣の経験から「愛知県災害時保健師活動マニュアル（改訂版）」を作成。
令和3年3月 （今回）	近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しており、本県も被災地に保健師を派遣。多様な災害支援チームによる活動との連携や、避難準備情報による避難行動要支援者への支援等派遣経験から見えてきた課題や関係法令・通知の改正等を踏まえ、本マニュアルを改訂。

### 2 基本的な考え方

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害や豪雨等の中規模災害における保健師が行う保健活動に焦点を当てた。
- (2) 市町村と保健所の災害時の活動体制づくりに活用する。

### 3 改訂のポイント

#### (1) 受援を含めた保健師活動体制の充実（P69～74、P111～120）

大規模災害発生時には、保健師チーム等をはじめとする多くの保健医療活動チームの応援派遣による活動が想定される。それらのチームとの協働による迅速かつ効果的な災害時保健活動に必要な受援準備を含めた体制整備について充実させた。

#### (2) フェーズごとの保健活動に風水害を想定した「避難指示等発令時」を新たに記載（P25～36）

令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）（令和2年12月）が示されたことを踏まえ、特に要配慮者については、被害を予測し早期に保健活動を開始することができるよう、フェーズに「避難指示発令時」を追加した。

#### (3) 健康課題抽出に活用するチェックリストを新たに作成（P121～129）

災害時における保健師活動の経験の有無や保健師のキャリアレベルに関わらず、災害時に発生しやすい健康課題の着眼点が見えるよう、チェックリスト作成するとともに、対策の立案及び保健指導等の内容を充実させた。

#### (4) 感染症、栄養、歯科等関連課題の充実（P41～43、P121～129）

大規模災害時には、避難所等で多くの人と同じ空間で過ごすことにより、様々な健康課題が生じることが予想される。避難所等で起こりやすい健康課題や生

活上の課題を解決するため、感染症、栄養、歯科等関連課題の抽出、対策の立案、保健指導等の内容について充実させた。

(5) 要配慮者の支援体制の充実 (P53～65)

災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支障を要するものの名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務づけること等が規定されたことを踏まえ、主な要配慮者の特徴と具体的な留意点を充実させた。

(6) 災害対応の基本を新たに記載 (P84～90)

<sup>アイシーエス</sup>ICS(Incident Command System)は、災害時の組織の運用を標準化したマネジメント体系であり、指揮命令系統や管理手法について、活用できる内容を記載した。

4 災害時における保健活動における保健師の役割と応援派遣要請の仕組み (P4～9)

市町村、保健所、県庁の役割を示すとともに、県内で災害が発生した場合と県外で発生した場合について、各々応援派遣に関する関連図を整理した。

## II 平常時の体制整備

平常時からの体制整備を推進するために、組織体制の構築と指揮命令系統・役割の明確化など重要と思われる項目や、市町村・保健所別のチェックリスト、災害発生時の対応能力向上のための研修等について記載した。また、災害時の情報伝達手段やEMIS、愛知県高度情報通信ネットワークの機能についても記載した。

## III 災害発生時の保健活動

災害発生時の保健活動について、従来のフェーズに避難指示等発令時等を加え、台風等の風水害における取り組みについても明記し、市町村・保健所・県庁が取り組む内容について一覧にした。

避難指示等発令時	準備体制の確立
フェーズ0	初動体制の確立
フェーズ1	避難所・地域の要配慮者に対する保健活動の開始
フェーズ2	避難所・地域の要配慮者に対する保健活動
フェーズ3	応急仮設住宅入居・避難所・地域における保健活動
フェーズ4	あらたなコミュニティづくりをめざした保健活動
フェーズ5	

## IV 災害時の保健活動のポイント

(1) チェックリストの活用による健康課題の明確化と対応の標準化

チェック項目、対策の立案、看護ケア・保健指導からなるチェックリストを作成することで、対応すべき課題を明かにするとともに対応を標準化した。

### <チェックリスト>

二次健康被害の予防	深部静脈血栓症、低体温症、熱中症、便秘、慢性疾患等
感染症対策	インフルエンザ等、感染性胃腸炎 等
食生活・栄養指導	食物アレルギー、栄養不足
歯科保健	誤嚥性肺炎、歯科保健
こころのケア	飲酒問題、PTSD、バーンアウト、睡眠障害等

#### (2) 活動場所別の保健活動

「避難所・応急仮設住宅」及び「自宅避難者」について、活動場所別の保健活動をフェーズごとに整理した。

#### (3) 災害時における要配慮者支援

要配慮者については、これまでの「高齢者」「乳幼児」「妊産婦」「難病及び要医療的ケア」等に加え、近年の課題を踏まえ「女性」「アレルギー」等を新たに追加するとともに、起こり得る健康課題とその対応方策・留意点について整理した。

#### <要配慮者>

高齢者	難病等及び要医療ケア
子ども（一般）	知的障害・精神障害・発達障害
孤児・遺児等	視聴覚障害
虐待を受けている子ども	結核等感染症
妊産じょく婦	アレルギー（喘息・アトピー性皮膚炎を含む）
女性	外国人（日本語が理解できにくい）
DV被害	

## V 応援派遣による活動体制

従来から活動している保健師等チームと、DHEATの役割等を整理するとともに、応援派遣職員の受け入れ（受援）に当たり、受援決定から派遣開始までの流れ等必要な事項を記載した。また、必要時にすぐに活用できるようオリエンテーション資料の項目等の見本を作成した。

1 活動方針（受援）の決定	活動方針の決定、受援体制計画の立案等
2 受援決定（連絡受理）	支援チーム情報の把握等
3 受援に伴う物品など整備	受援調整・管理
4 活動本部運営体制整備	活動拠点確立、地区概況や被災情報資料の準備等
5 支援活動に必要な物品の整備	避難所及び家庭訪問等に必要な物品の準備等
6 オリエンテーションの準備	市町村の現状や活動方針等の資料の準備等
7 受援（受付・オリエンテーション）	活動方針や支援活動に必要な情報の共有等
8 支援活動	活動報告の受理や支援活動結果の集約等

## VI 支援者の健康管理

支援者への健康の影響と基本的な留意事項について記載した。

## **VII 災害時の保健活動の推進を図るためのマネジメントの実施**

指揮命令系統等の組織の運用を標準化したマネジメント体系に関する基本的な考え方を記載した。

## **VIII 災害時に活用する様式**

「災害時の保健活動推進マニュアル」（日本公衆衛生協会／全国保健師長会, 令和2年2月）で使用されている様式と統一した。

## **IX 参考資料**

活動の参考となる健康教育用の媒体、関係法令、県内市町村の連絡先及び基礎情報等を掲載した。